

■判決：神戸地裁姫路支部平成27年4月15日判決

1. 担当弁護士

加藤恵一、安田孝弘

2. 業者名

あかつき証券株式会社（旧黒川木徳証券）

3. 手続

3.1. 判決

① 判決・裁判官

神戸地方裁判所姫路支部平成27年4月15日判決

② 出典

証券判例セレクト49

4. 結論

① 元本欠損額

777万5622円

② 認容額（解決額）

598万2935円

③ 過失相殺

3割

④ その他

判決は確定している。

5. 取引内容

株式信用取引

6. 委託者の属性

① 性別・年齢（生年）・最終学歴・職業

女性・50代・大卒・会社員

② 取引経験

現物株式、投資信託

③ 収入・資産・投資資金の性質

50代会社員が平均的に有しうる程度の収入・資産であった。

7. 違法性・違法要素

判決は、違法要素について適合性原則違反を認定した。本件では、約1年半の間に、取引回数が述べ140回、銘柄数22銘柄、年次売買回転率10.74、手数料化率47.69%、保有期間が10日間以内のものは全体の30%、担当者交代後には、約4ヶ月の間に、取引回数が述べ61回、保有期間が10日以内のものは全体の50%にも上った。判決は各取引録音記録から原告の理解不足を詳細に認定し、本件取引が適合性原則に反すること、すなわち量的に適合しないことを違法要素として認定した。

8. 過失相殺の理由

原告が、大卒会社員であり相応の理解力があること、担当者交代時に取引を中止しなかったこと、録音記録から信用取引自体について一定の理解はあったと思われることから、過失相殺を3割と認定した。